

件名	骨髄移植ドナーに対する支援制度の導入に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区亀沢 訪問看護ステーションすぴか 骨髄バンクを支援する東京の会墨田支部 事務局 W			
受理年月日	平成28年11月21日	受理番号	第41号	
<p>要旨</p> <p>東京都が創設した補助事業を活用し、「骨髄移植ドナー支援事業」を墨田区においても導入してください。</p> <p>(理由)</p> <p>白血病など重篤な血液疾患に完治も期待できる、骨髄移植をはじめとする造血幹細胞移植医療は、健全なドナーからの善意による造血幹細胞の提供が前提となっており、提供に至るまでには、コーディネート、最終同意書の取り交わし、自己血採血、平均3泊4日の入院、全身麻酔による骨髄採取(末梢血幹細胞提供の場合には4日くらい前からの造血ホルモン投与と3～4時間拘束されての採取)など、ドナーの肉体的、精神的、物理的負担は極めて大きいものがあります。</p> <p>ドナーのボランティア行為に対する交通費、入院中の医療費のドナーの負担は免除され、万が一の健康障害発生については、日本骨髄バンクによる損害補償保険で担保されていますが、休業補償は行われていません。骨髄バンクドナー登録者数は46万人余りとなり、患者とのHLA適合率は95%に及んでいますが、提供率は60%前後であり、提供率向上の努力が望まれています。ドナー候補者が適合患者に提供しにくい原因として、仕事の都合、健康上の問題、家族の反対など公私にわたる種々の理由が推量されますが、提供可能年齢帯である20歳以上55歳以下のドナー候補者の場合、就業者の割合が高く、本人の休業補償の意味を含めた奨励金と事業所への奨励金交付を行うことにより、本人、事業者双方へのインセンティブになるものと思料されます。</p> <p>東京都は、平成27年度から「医療保健政策区市町村包括補助事業」のメニューの中に「骨髄移植ドナー支援事業」を追加して、ドナーに対する休業補償等の支援事業を制度化し、実施した自治体には半額を補助することとなりました。平成28年9月現在、区部においては豊島区、渋谷区、世田谷区、品川区、杉並区、市部においては、町田市、三鷹市、小金井市の8自治体、従来から独自事業として制度化していた稲城市、今年度、新たに独自事業として制度を策定した武蔵野市の2自治体、さらに平成28年10月より実施を開始した小平市と、合わせて11自治体が実施しております。</p> <p>既施行自治体と未施行自治体居住の骨髄提供者の間に制度の適用を巡る格差が生じており、新たな矛盾点となっております。未施行自治体が包括補助事業の適用を受けるためには、当該区市町村において東京都の制度に対応する「骨髄移植ドナー支援事業」の制度化が必要です。</p>				

つきましては、東京都が創設した補助事業を活用し、「骨髄移植ドナー支援事業」を墨田区においても導入してください。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上